

厚木市立未来・図書館条例制定方針について

1 条例制定の趣旨

令和 10 年 1 月の供用開始を予定している複合施設のうち、図書館機能、未来館機能及び連携機能について、地方自治法第 244 条に規定される公の施設として設置するため、同法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき厚木市立未来・図書館条例を制定するものです。また、同条例の制定に伴い、厚木市立図書館条例及び厚木市立子ども科学館条例を廃止するものです。

- | |
|---|
| (1) 図書館機能・・・図書館法に基づく公立図書館としての機能 |
| (2) 未来館機能・・・プラネタリウム兼多目的ホール、ティーンズラウンジ、体験・展示コーナー、ミニ自然園、実験室、工房、天体観望ルーム |
| (3) 連携機能・・・インフォメーション、インデックス、ギャラリー、市民ラウンジ、イベント広場、屋外広場 |

2 条例制定の考え方

(1) 条例の名称

施設整備に当たっては、『未来の図書機能・科学機能を核とした複合施設』の整備方針に基づき、図書館及び（仮称）未来館として個別に整備の検討を行ってきましたが、供用開始後の管理運営については、令和 7 年 8 月に策定した未来・図書館管理運営方針において、利用者の利便性の向上、管理運営業務の効率化の観点から、図書館及び（仮称）未来館の機能が融合した施設として一体的に行うこととしました。また、施設名称についても、市庁舎機能等とも密接に連携した新しい公共サービスの提供を通じて、市民の皆様それぞれが描く未来の創造につながる施設とするために、厚木市未来・図書館としました。

こうした経過から、条例名称については、厚木市立未来・図書館条例として制定するものです。

(2) 関係例規の整備

厚木市立図書館条例施行規則及び厚木市立子ども科学館条例施行規則を廃止し、厚木市立未来・図書館条例施行規則を制定するほか、厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例などの関係する例規の改正を行います。

(3) 条例に規定する主な事項

- ア 名称及び位置 イ 未来・図書館を構成する施設 ウ 使用の許可
エ 観覧料等の徴収・料金 オ 観覧料等の減免 カ 観覧料等の不還付
キ 使用許可の取消し ク 原状回復の義務 ケ 協議会の設置
コ 施行期日

※【参考】施行規則に規定する主な事項

ア 休館日 イ 開館時間 ウ 入館の制限 エ 遵守事項
オ 未来・図書館資料の館外貸出し カ 館外貸出しの登録
キ 登録の有効期間 ク 館外貸出しの手続 ケ 館外貸出しの数量及び期間
コ 資料の複写 サ 移動図書館 シ 諸室の使用時間 ス 諸室の使用申請
セ 観覧料等の徴収方法 ソ 観覧料等の減免 タ 団体観覧の予約

(4) 条例制定の検討に当たって留意する事項

ア 未来・図書館管理運営方針において、プラネタリウム兼多目的ホールにおける番組投影の観覧のほか、プラネタリウム兼多目的ホール、天体観望ルーム、イベント広場の貸切利用、工房の専用利用は有料（以下「有料諸室」という。）とする方向性を示しました。

有料諸室の使用料の設定に当たっては、市が示している「受益者負担見直しに関する基本方針（公の施設の使用料編）」における考え方に基づき、利用促進の視点や市内又は他市類似施設を参考に検討を行います。また、利用可能時間や受付期間について、市内類似施設を参考に検討を行います。

イ 図書館機能の蔵書資料については、館内での閲覧のほか館外貸出を行っています。館外貸出に当たっては、利用者登録を行った上で、貸出冊数や期間を設定していますが、利用者ニーズや他市の状況を踏まえ見直しを行います。

ウ 現在、厚木市立図書館条例に図書館法の規定に基づく図書館協議会に関する事項を規定しています。未来館機能を含む未来・図書館の運営に当たり、附属機関としての審議事項を整理し、組織名称や委員構成について検討を行います。

3 市民参加手続

(1) 厚木市立図書館条例及び厚木市立子ども科学館条例の廃止に係る手続

厚木市自治基本条例において、条例の廃止に当たっては市民参加の機会を設けることとなっていますが、今回の条例廃止については、公共施設としての機能を廃止することに伴うものではなく、これまでの機能を確保した上で新たに未来・図書館条例を制定することに伴う廃止のため、市民参加手続は省略することとします。

(2) 厚木市立未来・図書館条例の制定に係る手続

厚木市立未来・図書館条例に規定する観覧料等の徴収や厚木市立未来・図書館条例施行規則に規定する休館日や開館時間については、市民参加条例に基づく市民参加手続を経て策定した未来・図書館管理運営方針に位置付け、公表しています。

こうした経過から、厚木市立未来・図書館条例の制定に係る市民参加手続については、未来・図書館管理運営方針に位置付けがなく、施設利用に当たり特に市民の皆様に関わる次の事項について実施するものとします。

ア プラネタリウム兼多目的ホールにおける番組投影の観覧料

イ 有料諸室の使用料、利用可能時間及び予約受付期間

ウ 図書館機能における蔵書資料の館外貸出の利用者登録有効期間、貸出冊数及び期間

4 施行日（予定）

厚木市役所位置設定条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則で定める日とします。

5 条例制定スケジュール（予定）

令和8年8月 審議会、意見交換会の開催

10月 パブリックコメントの実施

令和9年1月 例規審査会

2月 厚木市議会議案提案

3月 条例公布、周知開始